

倫理綱領に関する一考察

伊藤 均

近年、日本の主な工学系学協会の間で、倫理綱領の制定が相次いでいる。この動きの背景としては、科学技術の急速な発達に伴い、その社会への影響が増大していること、そのようなものとしての科学技術を扱う技術者の知的専門職としての地位を確立しようという気運があること、さらには、国際的水準を満たす技術者の育成を目的とした JABEE（日本技術者教育認定制度）の構想の一環として要請されたものであること、等が挙げられる。このような状況の中で、技術者の倫理的責任を明確にし、社会に表明しようとするものが倫理規程に他ならない。しかし、倫理綱領の位置づけや適用の仕方に関しては、特にその制定に長い歴史を持つ合衆国において、多くの議論がなされてきた。小論では、これらの議論のいくつかを概観し、若干の考察を加えるものである。

1. 綱領制定を巡る議論

学協会による倫理綱領の制定を巡っては、以下のような議論がなされている。

まず初めに、John Ladd は、倫理と法規との明確な区別に基づいて、倫理綱領の制定そのものに関して、きわめて否定的な議論を展開している¹⁾。すなわち、Ladd によれば、倫理とは、まず第一に、無制限的で反省的、批判的な知的活動であって、その役割は、既存の規則を判定し、評価したり擁護したりすることである。さらにそれは、個々人の自律を前提としたものである。これに対して、法規やそれに準ずるものは、命令や同意や権威によって制定された特定の規則であり、それへの違反に対しては、何らかの罰則を課することによって、強制力を伴うものである。このような区別に基づくならば、倫理綱領という形で一連の規則を明文化し、その遵守を要求するということは、本質的に異なる両者を混同した行為に他ならず、そもそも倫理という事態と本質的に矛盾している。

さらに Ladd は、綱領の制定によって、期待される効果が実際にもたらされることを望むことはできず、逆に、好ましくない結果をもたらす可能性があるとして主張する。綱領の制

定の目的としては、技術者がより倫理的になること、通常見落とされがちな倫理的側面に対して技術者の注意を喚起すること、技術者が倫理的ジレンマに陥った場合に助言を提供すること等が挙げられるだろう。しかし、非倫理的な技術者が、綱領の制定によって倫理的になるとは考えられず、既に倫理的な技術者には、改めて綱領など必要ないはずである。また、綱領の制定によって、技術者が倫理的な感性を持つようになったり、正しく考えられるようになるかも、疑わしい。さらに、技術者が直面しているのが真のジレンマであるならば、綱領を参照しても解決されないし、そうでないなら、規定などなくても解決することができるはずである。その一方で、綱領の制定によって、技術者は、そこに規定されている必要最小限のことしか考慮しなくなる可能性がある。また、倫理的責任を個々の技術者に課せられたものとして規定することによって、技術者が直面する倫理問題を、個人レベルのそれへと矮小化してしまう恐れがある。例えば、内部告発の問題に関して、真に必要なのは、集団としての技術業、その社会における役割、公衆の利害への影響等を徹底的に吟味することであるにもかかわらず、綱領は、個々の技術者に、自らの裁量によってこの問題を解決するように要求するよう思われる。

概ね以上のような議論を通じて、Ladd は、協会が倫理を綱領化したり、倫理原則を確立したり、行動のガイドラインを制定したりすることは、理論的に、できないということ、協会のなすべきことは、技術者に関わる倫理問題に対する理解や感性を促進するために、教育活動を行うことだ、と結論づけている。

なお、合衆国においては、工学系の協会による倫理綱領の制定は、比較的長い歴史を有するが、Ladd による上記の批判は、それなりのインパクトを与えたように思われる。というのも、彼の批判に呼応する重要な論文が、複数見出されるからである。例えば、Stephen Unger は、Ladd による、ジレンマに対処するための有効な手だてを与えないという批判を受けて、綱領が規定する技術者の責任に優先順位を付ける、という改良案を提出している²⁾。

さらに、Unger によるこの改良案を、重要な前進として評価しつつも、Heinz C. Luegenbiehl は、綱領の内容そのものを、まったく異なるものに置き換える必要があると主張する³⁾。すなわち、Luegenbiehl によれば、Unger の改良案では、Ladd が指摘する綱領の根本的な問題点を解消し得ていない。それは、綱領の強制的性格である。いくらかでも見識のある技術者であれば、日常生活の経験に基づく自分自身の倫理的基盤を発達させているだろう。しかし、そういった基盤は、専門職としての技術業によって提供された原則や規則と一致するとは限らない。両者が異なっている場合、技術者の価値観を無視して綱領に従うことを強制することが、倫理の本性上、正当と言えるだろうか。少なくとも、

技術者の持つ価値観が、自発的かつ合理的に到達したものならば、綱領の強制を正当化する根拠は明らかではない。もちろん、行動の規範が倫理以外に関わるものならば、話は別だが、倫理という問題に関しては、技術者が自律した行為者であることを前提としている以上、こういった強制的な性格を持つ現状の綱領は好ましいものではない。

したがって、技術者は、あくまでも合理的に到達した自らの道徳基盤に基づいて行動できなければならない。しかし、技術業は、日常では生じないような倫理問題に出会うものである。したがって、工業倫理の存在理由は、このような状況において、技術者が決定を行うプロセスを手助けすることにある。かくして、綱領は、技術者の倫理的決定のための一連の手引きに置き換えられることが提案されるのである。そこで述べられるのは、(1) 技術者は、個々の分野でどのような新しい状況にである可能性があるか、(2) そのような状況において重要と考えられる要素はどのような種類のものであるか、の2点である。このようにすれば、技術者は、個々の状況を道徳的観点から評価するために、自らの正当化された道徳基盤と手引きとを結び付けて使用することができる。そして、このような手引きを軸として、工学者のための倫理教育は、次の二段階においてなされるべきである。すなわち、個々の技術者が自らの行動を基づける十全な基盤を形成することを目的とし、自らの基盤を批判的に吟味するための第一段階と、この基盤を実践的問題に適用することに精通することを目的とした第二段階である。

倫理綱領の制定に批判的な以上の議論に対して、ハリス et al.は、技術業の負う社会的責任を根拠として、次のように反論している⁴⁾。技術業の社会に対する影響や、重要性を考慮するならば、この職業は、一定の責任を伴っていることは明らかである。綱領は、これまでに経験的に知られて来たこれらの責任を明文化したものであり、技術者として仕事をする限り、この責任を負っていることを受け入れざるをえないはずである。しかも、これらの責任を受け入れることに合理的な根拠が見出されるならば、そういった責任を公言することに何ら問題はないはずである。さらに、このことを認めるならば、Luegenbiehlの主張するような技術者の倫理教育も、個々の技術者が、独自の価値観を確立することを受動的に支援するのではなく、一定の方向性を持たざるをえないことになるだろう。しかし、その際に、この方向性は、綱領といった形で明確化されていないならば、どのようにして示せるのだろうか。

以上が、学協会による技術者の倫理綱領制定を巡る主な議論である。これらの議論の概観を通じて、綱領制定に関して、差し当たり次のような論点が存在することが確認できるのではないだろうか。

第一に、個々の技術者の自律、およびその価値観の多様性と、職業上要請される一定の

責任を引き受けることとを、倫理という枠内でどう両立させるか、という問題である。すなわち、一般に倫理的観点からは、自発的に選択された行為にのみ、その倫理的善悪が問われることになる。このことと、職業上要請されるものではあっても、倫理の名の下で一定の価値観を規定し、それにしたがって行動することを要求することとは、やはり相容れないものがあるのではないだろうか。

第二に、しばしば指摘される点であるが、綱領に規定されている技術者の責任同士が、時として、互いに相反し、技術者をジレンマに直面させる場合がある。その例としてもっとも良く知られているのは、公衆に対する安全を確保する責任と、雇用者や依頼者に対する忠実な代理人としての責任とが相反する場合だろう。このような場合に、技術者がどう対処すべきかを、果たして綱領が示すことができるのだろうか。

第三に、綱領に規定された技術者としての責任と、個々の技術者の市民としての責任との関係をどう考えるか、という問題がある。Luegenbiehl が、個々の技術者の日常生活に基づく自分自身の倫理的基盤を強調するとき、それは、一人の技術者としての価値観のみならず、各自の市民生活を通じて培われた価値観も当然含んでいるであろう。そして、それは確かに、綱領に規定されている価値観と必ずしも一致するとは限らない。例えば、自らの居住する区域の環境保全運動に熱心に参加している技術者は、自らが勤務する会社がその地域に工場の建設計画を立て、計画推進に協力するよう指示された場合、どのように行動すべきであろうか⁵⁾。

以下においては、これら3つの論点に関して、まず第一のものに関して、個人の価値観という観点から考察し、次いで、第二・第三のものを考察するための一つの手がかりとして、個人の統合性という観点を取り上げ、検討することにする。

2. 倫理綱領と個人の価値観

専門職の倫理綱領が向けられている対象は、社会ないしは公衆である、としばしば主張される。社会契約モデルと呼ばれる考え方である⁶⁾。このモデルに従うならば、ある職業団体は、自らの倫理綱領という形で社会の利害を尊重することを表明することによって、社会から専門職としての認知を受け、その職業上の自治や高い報酬を与えられる、とされる。しかし、このモデルに基づく限り、そこで規定されている責任は、あくまでも一般社会という専門職の団体にとっての外部からの要請に基づくものに留まるだろう。このことは、技術業の場合であれば、公衆の安全の確保やリスクの回避といった責任だけでなく、

雇用者や依頼人に対する誠実さ、さらには、専門職としての有能性の向上といった責任にも当てはまると思われる。専門職は、これらの責任を、社会の要請に応えるという仕方ですべて社会に対して公言する (profess) のに他ならない。そして、このようにして社会が専門職に課した責任が、今度は、専門職から個人のとしての専門職者へと課されることになるのである。この点で、Ladd や Luegenbiehl の主張はうなずけるものになっていると言えるだろう。

しかし、このような見方はもちろん一面的なものにすぎないのは、明らかである。それは、まず第一に、個々の専門職者の多く（もちろん必ずしも常にそうとは言えないにしても）が、自発的にその職業に携わることを自ら選択しているであろうからであり、しかも、ハリス et al. が主張するように、その職業が一定の責任を負うことに合理的な根拠が存在するならば、個々の専門職者がその責任を自発的に受け入れるということは十分期待できることであろうからである。

さらに第二に、Luegenbiehl は、個々の技術者が既に独自の倫理的基盤を獲得していることを前提とし、そこから出発することを主張するが、このような主張は、各自の価値観を固定したものとみなしているのではないだろうか。しかし、実際には、個人の価値観とは、程度の差はあれ、変化し続けるものであるはずである。しかも、このことは、工学を学んでいる過程にある学生のみならず、既に専門職者として技術業に従事している技術者にも当てはまるであろう。個々人の価値観のこのような可変性を考え合わせるならば、少なくとも、各人が自らの価値観を更に発展させようとする際の参考として、綱領を制定することは、Ladd や Luegenbiehl が念頭に置いている倫理に関する理解の枠内でも、十分に許容できるものと思われる。

しかしもちろん、綱領に対するこのような性格付けが、各学協会がそれを制定する際の実際の意図と完全に合致するかは、疑わしい。それは、例えば、学協会への入会の条件として、倫理綱領への賛同が求められていたりするのを見ても知られることである⁷⁾。そしてこのような意図のもとではやはり、Ladd や Luegenbiehl が批判する強制的性格が見出されるかもしれない。

ちなみに、情報処理学会の倫理綱領の作定作業に参加した土屋俊は、現代社会においては、個々の現実の場面に綱領を適用する際に葛藤を引き起こす可能性があるとした上で、同綱領は、「この葛藤について・・・一意的な解決を与えることを意図するものではない。個々の場面における解決は、個人に委ねられるのであり、その解決がこの倫理綱領が予想するものと矛盾する場合にも、この倫理綱領は、その矛盾ゆえにその解決を行い意志を決定した個人を非難することはできないと考えられる。」と述べている⁸⁾。土屋のこの発言

の意図は、必ずしもこれまでの文脈と合致したものとは限らないが、これをヒントにして考えるならば、綱領は、基本的な責任に関しては、確かに個々の技術者に対してその受け入れを要求するが、そういった責任同士が葛藤を引き起こしたり、同一の事例にどの項目を適用すべきか明らかでないといった問題に直面した場合、すなわち綱領をどのように活用するかが問われる場合には、その解決を個々の技術者に委ねるという形で個人の自律や独自の価値観を尊重している、と主張することも可能だろう。

それでもなお、綱領の内容をなしている技術者の基本的責任に関しては、強制的に課せられていることに変わりはなく、したがって、綱領は、やはり倫理という事態とは相容れないものだ、という反論もありうるかもしれない。しかし、このような反論は、個人の価値観、ひいてはそもそも個人というものを、社会からまったく独立に成立したモナド的存在として理解しようとする、極めて非現実的な人間観を前提としているという点で、受け入れがたい主張と言わざるを得ないのではないだろうか⁹⁾。というのも、現実の個人の価値観とは、特定の社会の中で、その歴史的、文化的制約に根差した価値観を出発点とし、それを不可欠な基盤として前提とした上で成立するものと考えられるからである。したがって、このような社会的基盤を等閑視し、無制限に個人の自律を主張することは、現実的個人から完全に遊離していると言えるだろう。

同じ事は、特定の専門職業としての技術業と個々の技術者との間にも妥当すると思われる。一人の技術者としての価値観は、特定の社会としての技術業の中で、それを出発点ないしは基盤として初めて成立するものと考えられる。そして、技術業において共有されている価値観を反映したものが倫理綱領であるとみなしうるならば、それを制定し、その尊重を個々の技術者に要求することは、Ladd や Luegenbiel が主張するような反倫理的な事柄というよりも、技術業の倫理の前提をなすものとみなしうるであろう。

3. ジレンマと統合性という視点

さてしかし、技術者の倫理綱領は、それが実際に技術者の基本的責任を十全に規定し得ているか否かは別として、往々にして技術者をジレンマに直面させるような相反した内容を含んでいることは、よく知られていることである。しかしまた同時に、こういったジレンマの解決は、個々の技術者に委ねられており、そこにこそ個々人の価値観や自律が生かされる、ともみなしうるのもあった。

しかし、それでは、個々の技術者が自らの価値観に沿いつつ、実際にジレンマに対処す

るにはどのようにしたらよいのだろうか。もちろん、この問いに答えるのは容易なことではない。それは、しばしば指摘されるように、技術者が実際に出会うジレンマの状況が極めて多様でその都度異なっており、一般化することが不可能だからである。それゆえ、問題となっている状況に機械的に適用することによって、自動的に問題の解決に到達できるような一般的方法を提示することはできない。もちろん、仮にそのような方法が提示できたとしても、そのような方法の機械的な適用には個人の自発性や自立的判断といった要素が入り込む余地はなく、その限りで、それは倫理とは無縁のものになってしまうだろう。

しかしその一方でまた、このようなジレンマの解決は、単に恣意的なもの、あるいは個人的な好みや趣味の反映に留まるものでもないだろう。倫理的判断は、その結果が他者に影響を与える限りにおいて、その合理的根拠の提示による正当化が可能なものでなければならないからである。それゆえ、このような倫理的判断には、何らかの合理性が働いているはずである。このような合理性の解明は、倫理以外の様々な分野で試みられている¹⁰⁾、ここでは、Martin Benjamin の分析を土台として、個人の価値観の倫理的意義を中心に、若干の考察を試みてみたいと思う。

個人が抱く価値観は、それが倫理的なものであれ、倫理とは無関係なものであれ、また倫理綱領に規定されているような重要で基本的なものであれ、またそれほど重要でも基本的でもないようなものであれ、そこに程度の違いこそあるものの、それを抱く個人にとっては、「自分は何に依って立つのか」ひいては「自分は何者であるのか」を規定していると考えられる。この意味で、個人の抱く価値観は、その個人の、個人としてのアイデンティティを形成していると言いうことができるだろう¹¹⁾。しかしその一方で、同一の個人は、もちろん単一の価値観を抱いているわけではなく、当然、同時に複数の価値観を抱いているわけであって、それらは、価値観のネットワークを形成しているとみなすことができる。したがって、価値観によって形成されている個人のアイデンティティは、実際には、このようなネットワークの統合性 (integrity) とみなすのがより妥当であるように思われる。

この統合性は、自らのアイデンティティという主観的あるいは内的側面とともに、言動の一貫性として表出される他者から見た統合性として、外的側面をも有している。これらの二つの側面のうち、後者は、それ無しでは、人間同士の信頼関係が成立しないという点で、倫理という事態の前提条件をなしているものであり、倫理的に極めて重要な意義を有している。他方、前者の側面は、自らの生を全うしたという充実感の源泉としての意義を有している¹²⁾。

しかし、統合性の内的意義に関しては、以下のことも考慮すべきだろう。すなわち、先にも述べたように、個人の価値観は、たとえ成人のそれであっても、完結的で、安定した

ものというよりも、非完結的で可變的な要素を含むとみなすのが妥当なものであった。さらに、同一の個人が、互いに相矛盾する可能性のある価値観を抱いているということもしばしば見受けられることである。この事は、技術者としての価値観を表明したものとしての倫理綱領の内容を考えても明らかである。こういった事柄を考慮するならば、個人の統合性とは、自らのうちに内包された矛盾の顕在化や、その他の事情を契機とした変化を受け入れつつ、維持されるべきものであり、また、その維持が、個人としての発展にとっての動機ともなりうる、と考えられるのではないだろうか。そして、この事と、統合性の持つ外的側面が有する倫理的意義とを併せて考えるならば、統合性の維持とは、倫理的問題を解決しようとする際に、功利性や人格の尊厳といった一般的な倫理原則と並んで、一つの指針を与えうるものとみなせるのではないだろうか。

このような観点から見ると、倫理綱領に規定された技術者の責任の間で相反をきたすようなジレンマに対する対処も、統合性の維持により寄与するような方法が模索される必要がある、とすることができるだろう。その際に留意すべきなのは、統合性は、複合的で重層的な価値観が互いに関連付けられたネットワークから成り立っており、個々の価値観は、その中で何らかの位置づけが与えられているということである。したがって、特定の価値同士が対立しているジレンマにおいても、当該の価値以外の、その他の価値をも視野に入れる必要がある。そして、それらが総体としてより尊重されるような対処の仕方が、より統合性の維持に寄与するものということになり、より倫理的に好ましいということになるだろう。

ちなみに、ハリス et al は、このような相反問題を解決するための手法として、容易な選択、創造的中道、困難な選択の3通りを挙げている。容易な選択とは、相反する責任の間の優先順位に明らかな差異が認められ、かつ、一方を等閑視しても重大な帰結を引き起こさない場合に、順位の高い方を優先させるというものである。創造的中道とは、相反する責任のそれぞれを部分的に果たす方法を模索するものである。困難な選択とは、どちらの責任を等閑視しても重大な帰結が予想されるが、それにもかかわらず一方の責任を優先させ、他方を犠牲にするというものである¹³⁾。

これまでの考察は、これらの手法に対して異を唱えるものではない。また、これらのうちのいずれがもっとも適切なものであるかも、もちろんその都度の状況によって決まり、一概に言うことはできない。しかし、ハリス et al によるこれらの手法の記述は、争点となっている当該の責任、特に、綱領に規定されている技術者としての責任に焦点が当てられすぎているのではないか。先に、綱領を巡る論点として挙げた第三のものの場合、すなわち、技術者としての責任とそれ以外の市民としての責任とが相反する場合には、特にこ

のことが当てはまるように思われる。市民として、さらには一人の個人として、いかなる責任を重視するかという価値観は、極めて多様であり、それらが、争点となっている責任に複雑に関連していると考えられる。それらをどこまで考慮に入れ、個人としての統合性をどこまで維持しうるかという視点で、ジレンマに対する対処法を探るならば、より多くの可能性が見出されると考えられる。

注

- 1) Ladd, John ; "The Quest for a Code of Professional Ethics : An Intellectual and Moral Confusion" in Johnson, Deborah G.(ed), *Ethical Issues in Engineering*, Prentice Hall, 1991, pp.130-139.
- 2) Unger, Stephen ; "Codes of Engineering Ethics" in Johnson, Deborah G.(ed), *op cit.*, pp.105-129.
- 3) Luegenbiehl, Heinz C. ; "Codes of Ethics and the Moral Education of Engineers" in Johnson, Deborah G.(ed), *op cit.*, pp.137-154.
- 4) ハリス, プリッチャード, ラビンス (社団法人日本技術士会訳編)『科学技術者の倫理 その考え方と事例』丸善株式会社, 1998, pp.27-46.
- 5) これは, ハリス他, 前掲書 (pp.392-396) に挙げられている事例に基づいたものである。
- 6) 倫理綱領の者既契約モデルに関しては, ハリス他, 前掲書の特に pp.31-36を参照。
- 7) 例えば, 日本機械学会倫理規定ホームページ (<http://www.jsme.or.jp/notice36.html>) 参照。
- 8) 土屋俊「情報処理学会倫理綱領の基本的考え方」, 情報処理学会・倫理綱要調査委員会報告書, 1977
- 9) モナド的人間観に対する批判に関しては, 浜野研三「パーソン論の再検討ーその教訓ー」(『人間観の再検討ーその歴史的考察と展望ー』(研究代表者・木曾好能), 平成5年度科学研究費補助金(一般研究A)研究成果報告書, 1994) pp.61-76を参照。
- 10) 例えば, 斎藤了文『<ものづくり>と複雑系 アポロ13号はなぜ帰還できたか』講談社叢書メチエ, 1998, における限定合理性の検討を参照。
- 11) Benjamin, Martin ; *Splitting the Difference. Compromise and Integrity in Ethics and Politics*, University Press of Kansas, 1990, p.36.
- 12) Benjamin, Martin, *op cit.* p.52.
- 13) ハリス他, 前掲書, pp.153-162.

(京都大学医療技術短期大学部非常勤講師)